

事 業 者 の 方 へ

杉並区ゆうゆう館施設使用料

適格請求書（インボイス）交付申請方法

ご申請によりゆうゆう館ご利用分の
「適格請求書（インボイス）」を交付いたします。
既に発行している領収書と合わせて申告にご利用ください。

申請方法は3種類あります(詳細は裏面を参照してください)

- 1 **当日申請**：施設使用料を支払いと合わせて申請する方法
- 2 **遡^{ソキョウ}及申請**：過去に施設を使用・支払いした分を後日 窓口で申請する方法
- 3 **郵送申請**：過去に施設を使用・支払いした分を郵送で申請する方法

◆申請できる方

◇課税事業者（申請書に税務署から付与された事業者登録番号（T+13桁）を記入してください）

◆申請できる窓口（当日・遡及申請の場合）・・・郵送は「郵送申請の際の注意事項」をご覧ください。

ゆうゆう館28館

※杉並区役所では申請できません。

◆申請できる日時（当日・遡及申請の場合）：ゆうゆう館の開館時間内

◆申請できる期間：令和5年10月1日以降に施設使用料の支払いをされた分

◆申請の際必要となるもの：裏面をご覧ください

◆手数料：無料

◆問い合わせ先：杉並区役所保健福祉部高齢者施策課施設担当

電話 03-3312-2111（代表） 内線：1152



申請の際必要となるもの	当日申請	ソキユウ 遡及申請	郵送申請
①申請書 ～使用施設窓口・杉並区公式ホームページで入手可～ (ゆうゆう館の施設使用料に係る適格請求書(インボイス)交付・再交付申請書) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>〈申請書にご記入いただく主な情報〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者名、所在地、代表者(肩書) ○インボイス事業者登録番号(Tから始まる13桁の番号) ○午前、午後1、午後2使用分の申請:領収書記載の受付番号 夜間使用分の申請:さざんかねっと利用者番号及び利用者名 </div>	○	○	○
②領収書 ※さざんかねっとで予約し使用した分は、以下の書類でも代用 できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・さざんかねっと利用者登録カード ・利用者登録の代表者本人の身分証明書 	○	○	○ (写し可)

1 当日申請の際の注意事項

- ◆当日、当該施設で支払った分のみのインボイスを交付します。
- ◆申請から交付までに30分程度お時間を頂戴します。
- ◆過去に支払った分は当日交付できませんので、遡及申請または郵送申請で請求してください。

2 遡及申請の際の注意事項 ～過去に施設使用料を支払った分のインボイスの交付～

- ◆申請から交付までに2週間程度お時間を頂戴します。用意ができ次第担当者の連絡先にご連絡
します。申請した窓口でお受け取りください。

3 郵送申請の際の注意事項 ～過去に施設使用料を支払った分のインボイスの交付～

- ◆申請から交付までに2週間程度お時間を頂戴します。
- ◆次の①②③を同封の上 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号
杉並区 高齢者施策課 施設担当 へ郵送してください。
- ①**申請書** (杉並区公式ホームページより申請書を印刷し必要事項を記載)
区公式ホームページ(ゆうゆう館目的外使用)に掲載
- ②**領収書** (さざんかねっとで予約し使用した分は、さざんかねっと利用者登録カードの写し又は代表者本人の身分証明書の写しでも可能です。)
- ③**返信用封筒** (申請者の〒・所在地・事業所名・担当者名を記載し、84円切手を貼ったもの)